EC NEWS & REPORTS　ソーシャルコミュニケーション部門

発行日：２０２２年1月6日【NO. ２５７】

女川原子力発電所２号機における特定重大事故等対処施設の設置に係る事前協議の申し入れおよび原子炉設置変更許可申請について

本件の概要

〇本日（1 月６日），「核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（原子炉等規制法）」に基づき，「原子炉設置変更許可申請書」を原子力規制委員会に提出しました。

〇昨年末（２０２１年１２月２３日）には，女川２号機の本体施設について発電用原子炉施設の詳細な設計および工事の方法に係る「工事計画認可申請」について認可をいただきました。特定重大事故等対処施設（以下「特重施設」という）は，この工事計画認可※から５年以内（２０２６年１２月２２日まで）の設置が要求されているものです。
※「工事計画認可」についてはＥＣニュース＆レポートＮｏ．２５６をご参照ください。

〇なお１月５日には，女川２号機における特重施設の設置について，宮城県ならびに女川町，石巻市に対し「女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定書（安全協定）」に基づく事前協議の申し入れを行っています。

〇今回のＥＣニュース＆レポートでは，「特重施設の概要」について解説いたします。一連の原子力発電に関するトピックスについて改めてご確認のうえ，原子力・エネルギーに関する対話活動にお役立ていただければ幸いです。

【特重施設とは】→概要は次ページ参照

〇原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突等のテロリズムにより，原子燃料がある炉心に著しい損傷が発生するおそれがある場合などにおいて，原子炉格納容器の破損を防ぎ，放射性物質の放出を抑制するため，遠隔で原子炉圧力容器内の減圧や原子炉格納容器内の冷却等を行う施設です。

〇なお，特重施設はテロ対策施設という性質上，セキュリティの観点から設備の名称，設置場所，強度，数等を公開することができませんので，お客さま，地域の方々との対話の際にはご留意願います。

＜添付＞　特定重大事故等対処施設の概要（Ｐ２）
　　ＱＡ（Ｐ３～４）

特定重大事故等対処施設の概要

【特定重大事故等対処施設が有する主な機能】

①減圧操作機能

特定重大事故等対処施設から，既設の主蒸気逃がし安全弁を動作させ，原子炉圧力容器内を減圧する機能

②冷却機能

特定重大事故等対処施設として設置する水源から，原子炉圧力容器や原子炉格納容器へ注水またはスプレイする機能

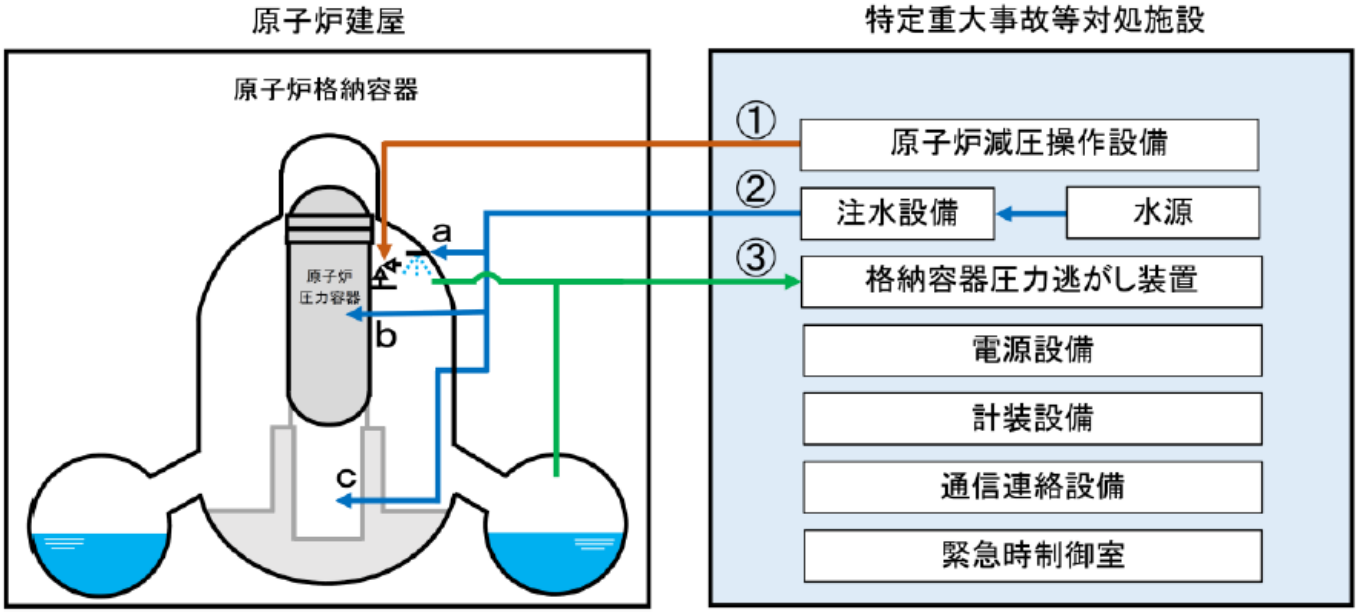
ａ．原子炉格納容器スプレイ

ｂ．原子炉圧力容器への注水

ｃ．原子炉格納容器下部への注水

③原子炉格納容器過圧破損防止機能

特定重大事故等対処施設として設置する格納容器圧力逃がし装置により，放射性物質を低減させながら，原子炉格納容器内のガスを大気中に排気することで，原子炉格納容器内を減圧する機能



【設置期限】

新規制基準において，本体施設の設置等に関わる工事計画認可から５年以内（２０２６年１２月２２日まで）の設置が要求されている。

Ｑ Ａ

Ｑ．特重施設の設置変更許可申請の内容について教えてほしい。

Ａ．２０１３年７月に施行された新規制基準において，特重施設を設置することが要求されていることから，原子炉等規制法に基づき，原子炉設置変更許可申請を原子力規制委員会に提出するもの。

なお，施設に係る詳細な情報については，特重施設がテロ対策施設である性質上，回答を差し控えさせていただく。

（関連）特重施設に係る詳細な情報を公開できないのはなぜか。

Ａ．特重施設の基本的な機能（例えば原子炉格納容器の過圧破損防止機能など，施設が有する機能の概要）以外の施設の名称，設置場所，強度，数等の施設の詳細な情報については，特重施設がテロ対策施設である性質上，原子力規制委員会において，セキュリティの観点から不開示とすることとされているもの。

Ｑ．工事期間はどの程度で計画しているのか。

Ａ．特重施設は，本体施設の設置等に関わる工事計画認可から５年間の経過措置期間までに設置することが要求されており，設置期限（２０２６年１２月２２日）までの完成に向けて，まずは，今後の審査に向けてしっかり対応するとともに，その後の工事についても着実に進めてまいりたい。

なお，工事開始時期については，特重施設の設工認認可後となる。

（関連）具体的な工事開始時期はいつ頃を見込んでいるのか。

Ａ．２０２４年１月からの工事開始※を想定しているところであるが，いずれにしても，まずは今後の審査にしっかりと対応してまいりたい。

※申請書に添付する工事工程表において，工事開始時期を２０２４年１月としている。

（関連）設置期限（認可後５年）に間に合わなかった場合はどうなるのか。

Ａ．設置許可基準規則において，本体施設の工事計画認可から５年以内に設置することが要求されていることから，設置期限に間に合わない場合，運転中の発電所は停止することになる。

いずれにしても，当社としては，まずは原子力規制委員会の審査に適切に対応していくとともに，工事計画認可から５年以内とされる特重施設の設置完了に向け，しっかりと取り組んでまいりたい。

Ｑ．特重施設は各プラントに設置するのか。

Ａ．新規制基準においては，各プラント（号機毎）に対して特重施設の設置が求められている。

Q．設置変更許可申請は，いつ頃までの許可取得を目指しているか。

A．実際の審査の進め方やスケジュールについては，原子力規制委員会が判断するものであることから，当社は申し上げられる立場にはない。

Q．特重施設の設置工事費はどの程度を見込んでいるのか。

A．１，４００億円程度（※）を見込んでいる。

※設置工事費については，設置変更許可申請書に記載されている。

以　上